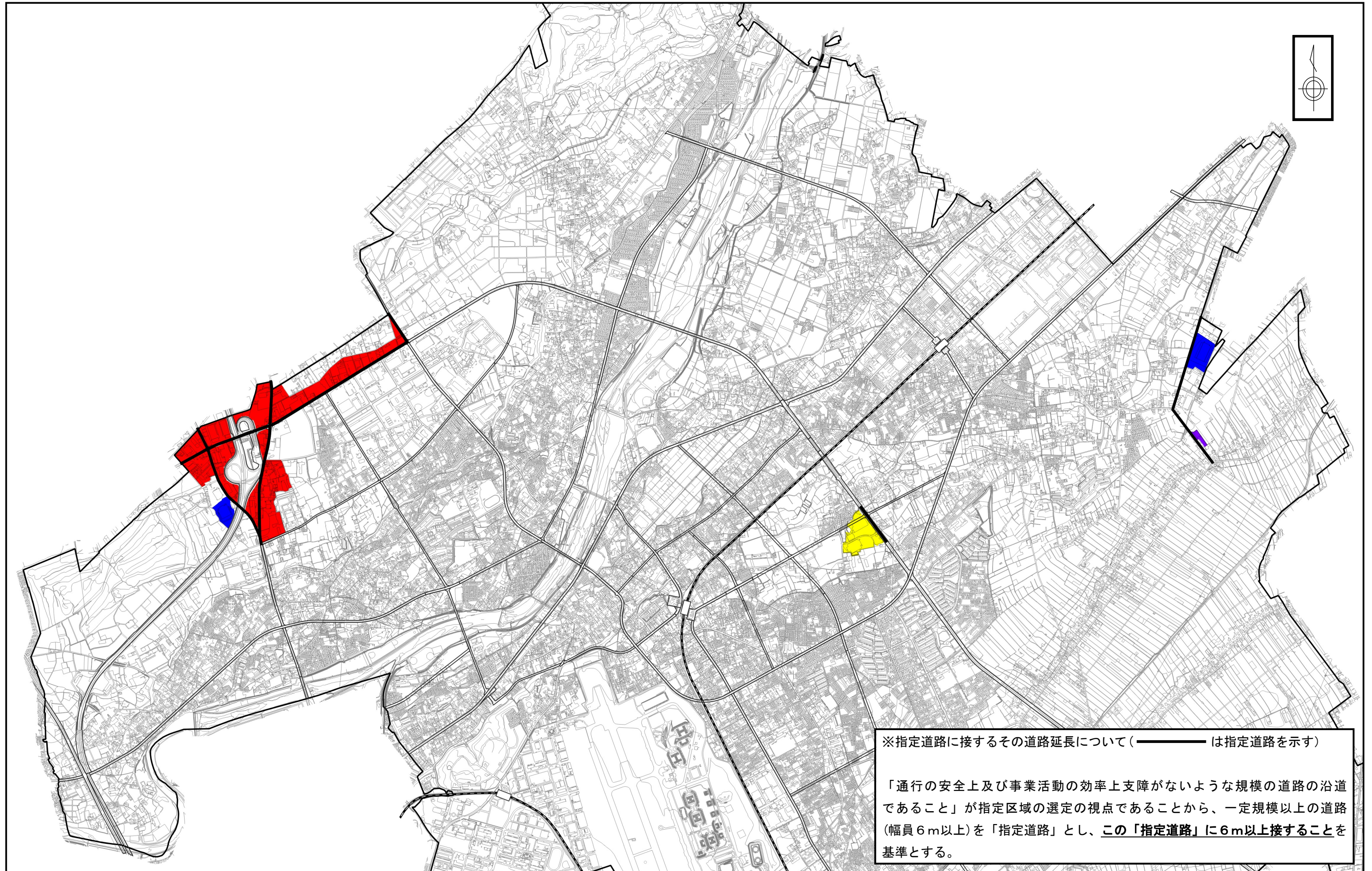


狭山市都市計画法に基づく開発等の基準に関する条例 第5条第1項第1号に係る指定区域図



※指定道路に接するその道路延長について(——は指定道路を示す)

「通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないような規模の道路の沿道であること」が指定区域の選定の視点であることから、一定規模以上の道路(幅員6m以上)を「指定道路」とし、この「指定道路」に6m以上接することを基準とする。

1:25,000
0 600 1,200 1,800 2,400 3,000 m